

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K02137

研究課題名（和文）鎌倉時代宮廷絵画史の体系化に関する研究

研究課題名（英文）Systematic Study of the History of Secular Painting in Kamakura Period

研究代表者

伊藤 大輔 (Daisuke, Ito)

名古屋大学・人文学研究科・教授

研究者番号：00282541

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：院政期から鎌倉時代にかけての宮廷の絵画を、政治体制の変動に連動させながら理解する新たなモデルの構築を行った。従来鎌倉時代絵画史は、個別作品研究は盛んであるものの、必ずしも通史的な展開に対する基準的な観点は存在していなかった。本研究では、筆者が主たる研究対象とする似絵の史的展開を軸に、この時期の絵画作品を広く取り込みつつ、さらには文芸作品などの動向にも目配りして、鎌倉時代絵画の歴史を系統的に理解するための基盤を構築した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

院政期から鎌倉時代にかけては院政が主なる政治体制であった。過去には、院政は、院の専制性が強調されたが、近年では、院・天皇・摂関の共同執政であるという見解が強まっている。しかし、美術史研究においては、院の専制的な性格が絢爛豪華な美術品を生み出す原動力であるとする説明が行われている。本研究では、日本史研究の新しい成果を取り入れつつ、時々刻々と変化する流動的な政治体制と美術品の成立の関係を連動させることで、旧来の鎌倉時代絵画史のイメージを改めた。

研究成果の概要（英文）：I provided a new model to understand the history of paintings of the Kamakura period, associating with the political system. The history of paintings in the Kamakura period has been active in researching individual works, but there seems not to have been a standard viewpoint for historical development. In this research, while focusing on the historical development of NISE'E, which is the former subject of my research, the paintings of this period were widely taken into consideration. As a result I have built the new model for understanding the history of the paintings in Kamakura period systematically.

研究分野：美術史

キーワード：日本中世絵画史

## 1. 研究開始当初の背景

本研究を開始するまでの、筆者の研究は、鎌倉時代に特有の肖像表現である「似絵」を中心に展開していた。「似絵」をテーマに選んだのは、それまで日本美術を装飾性の観点から評価する見解が主流であったため、これを逆の写実性の観点から見直すことで、日本美術史の解釈の体系を見直すことが出来るであろうとの目論見からであった。

特に、筆者が焦点を合わせた院政期は、日本美術の装飾性が頂点を迎えた時期とされていた。似絵は、その装飾性が極まった時期に登場した写実的な美術であり、似絵を装飾的美術と対比しながら見て行くことで、日本美術史の解釈に複眼的な立体性をもたらすことが出来るであろうと考えた。

この点については、似絵の歴史を、後白河院期・後鳥羽院期・後嵯峨院期に分けることで、体系的に、その変化発展を読み取ることが出来ることに気付き、似絵の歴史をモデル化するに至った。その成果は、拙著『肖像画の時代-中世形成期における絵画の思想的深層』(名古屋大学出版会、2011年)にまとめた。

本研究は、以上の個人的な研究史の流れを受けて発展的に行ったものである。つまり、似絵を軸に、鎌倉時代の絵画史を系統的に把握するモデルを構築したことを受けて、今度は、先の研究で対立項を形成していた装飾的な美術についても、同じモデルで統合的に把握できるかどうかを考察することとした。

美術史、日本史にわたる当時の研究史的背景は以下のものであったと考える。

まず、美術史における院政期研究は、後白河法皇を文化王・芸能王とする観点から、院権力と美術の装飾性を結びつける議論が有力であった。変則的な王権である院が、権力を集積する道具として、絢爛豪華な美術品を制作し、その装飾的な美しさで自己を権威化するというのが、基本的な理論的枠組みであった。いわゆる美術と権力、あるいは文化覇権論的枠組みが主流であった。

特に、後白河法皇とその美術に関してはこの傾向が顕著で、後白河が大量に絵巻を制作したのは、文化を通した王者の覇権確立の行為であるという議論は、美術史に限らず、日本史研究においても各所で唱えられていた。

さらに、そうした絢爛豪華な美術品を権力闘争に結びつける動向の源泉として、「風流」に関する研究が当時進展していた。風流とは、今ではよく知られているように、平安時代の王朝美術を支える根本的な美意識であり、現代の「風流」という言葉の語感とは異なって、金銀珠玉綾羅錦繡という、高価な素材をふんだんにつぎ込んだ、人工的で派手な美に対する嗜好性である。この風流の美は、常に発揮されるわけではなく、祭礼などの非日常の時空間において積極的に提示される。この美意識に特徴的なのは、競合的な性格であり、祭礼行列や物合の勝負事などで、風流の美の出来映えを観衆や対抗する当事者などから評価される。その評価が低いとこの出世にも関わることから、風流の美は一族の権威をかけて準備が行われた。

このような風流の美の競合性を、院も取り入れて、美術による権威確立が進められたと理論づけられていた。こうした考え方自体には特段の不備は見られないが、一方で、院政期には、先に見た似絵のように全く別の造形性を見せる美術も登場しており、文化覇権論や風流の観点からのみ、院政期から鎌倉期の美術を解釈するのは片手落ちでもあった。筆者の似絵研究を軸にした同時期の美術のモデルは、先行研究の不備を補完できる可能性があるというのが、研究開始時の状況であった

## 2. 研究の目的

以上の研究史的経緯を踏まえて、本研究では、先行研究における風流論と、筆者独自の観点で確立した似絵を軸とした鎌倉期美術の体系化モデルを融合させて、院政期から鎌倉期に至る宮廷美術の歴史を合理的に把握することを目的とした。

似絵を研究してきた筆者の立場からは、文化覇権論的な競合の原理だけが、院政期美術を支える原理とは考えにくい。そこで、先にモデル化した似絵の思想的背景について改めて考察し、似絵の成立を裏付ける美の原理を見出し、風流との関係を捉えることで、上記の目的の達成を狙った。

筆者の似絵研究においては、似絵は、中国文人肖像画と関連すると考えている。似絵は、『源氏物語絵巻』のような精緻な濃彩画ではなく、細線重ね描きと言われるスケッチ風の未完の画風を前面に出し、彩色もほとんどされない白描画である。こうした風流の美と全く異なる画風が、同じ時期の宮廷人に受け容れられるには、それだけの価値の裏付けがなければならないと考えられるが、中国においては同様の様式が、文人的な画風として高く評価されていた。文人画的な価値観では、技巧的に巧みで目を惹きやすい濃彩の画風はかえって俗であり、素朴で作為が少なく、彩色も控え目な画風がかえって雅であるという屈折した価値観が流通していた。

院政期の宮廷において似絵のような画風が受け容れられたのは、その発生の1世紀ほど前から有力になりつつあった文人画の思想が背景にあると考えた。中国文人画を支える思想は、その担い手が依拠する儒教的価値観であることは言うまでもない。

儒教的な建前からすると、政治は人徳有る為政者によって行わなければならない。いわゆる徳治主義である。この徳治主義は、また日本の律令制度を支える基本思想でもある。徳治の思想では、為政者は他者と競合することではなく、むしろ歩引いたところから諸勢力の利害の調整をは

かり、全体の統制と統合を目指す。それは丁度、院政期においては、天皇に求められたものであった。

ここにおいて、院政の体制と美の原理が対応する関係で把握できる可能性が出てきたことになる。すなわち、徳治主義の天皇は、似絵のような穏やかな美と関連し、制法にこだわらない院は、競合的で華麗な風流の美と対応するということである。

言うなれば、院政の二頭体制と院政期における二つの美の原理を対応させることで、先行研究と筆者独自の研究を一本化し、統合的なモデルを構築できる可能性が見出されることになった。よく知られているように、院政は、院と天皇が役割分担をしながら一つの王権を構成する。それと同じように、華麗な風流の美と似絵のような抑制的な美も役割分担しながら一つの時代的な美意識を構成していたと解釈できるのである。

以上のことから、本研究では、院政という政治体制と連動させながら、院政期以降に見られる二つの美の原理を統合的に把握したモデルを構築することを大きな目的とした。

### 3. 研究の方法

以上の研究目的から、本研究では、巨視的な観点から、鎌倉期宮廷美術を統合的に系統化し、美術史的理解の基盤となるモデルの構築を目指す。そのためには、美の原理という思想的側面と、それが具体的に物象化した個々の作品の両方を見て行く必要がある。

そこで、研究方法としては、二つの部門に大きく分かれることになる。まず第一に、美の原理を追求する思想的研究である。第二に個別作品研究である。

美の原理の思想的研究では、これまで知られている風流関連の研究史を見直し、のみならず個々の文献史料の読み直しを行った。風流関係の史料を読みなおすと、風流がかなり例外的に認められた表現行為であることが分かる。非日常の時空間で風流の美意識が発動されることは既に述べたとおりだが、為政者側は、風紀の乱れや社会的騒乱をおそれて、風流を抑えるために「過差禁制」という法令を発布していることが分かる。

過差禁制は、祭礼などの際に都度ごとに発布される以外にも、天皇の代替わりなどの際にも発布されている。すなわち、天皇が徳治を行っていることを世間に知らしめるための法令なのであり、実効性を問うこともなく、徳治が行われていることの象徴として発布されるものであった。

ここにおいて、風流の美意識に対抗する美の原理は、過差禁制の美意識と名づけることが可能であると考えられる。この名づけを得たことによって、本研究が対象とする院政期から鎌倉期の美術現象を、思想的に整理する際に、風流の美意識と過差禁制の美意識という対抗軸で分類整理することが可能になる。この基本原理に基づいて、具体的な作品の解釈に進んでいくことになる。

具体的な作品研究としては、まず最大の大作として「鳥獣戯画」が挙げられる。この作品は、線描の質は違えど、やはり白描であり、過差禁制の美意識と関連している可能性が考えられる。この点について、画面を詳細に検討しながら考察し、似絵以外にも白描画を受け容れる思想的な意味合いが、院政期の宮廷に存在したのかどうかを考察する。

この他、具体的な作品としては、「中殿御会図」、「隨身庭騎絵巻」(大倉集古館)、「公家列影図巻」(京都国立博物館)、「天皇撰関御影」(徳川美術館)、「天子撰関御影」(宮内庁三の丸尚蔵館)などを、新たな統合的史的モデルのもとで、解釈を見直すことも必要になってくると予想された。

また、申請当時には対象外としていたが、「白描源氏物語絵巻」、「枕草子絵巻」、「隆房卿艶詞絵巻」(国立歴史民俗博物館)、「豊明草紙絵巻」など白描物語絵巻も、過差禁制の美意識を反映した作品として、統一的な解釈の基盤に載せる必要があると考えられる。

### 4. 研究成果

本研究は、巨視的なモデルを構築するという観点から、個別作品に関する言及も含めて、細切れに論文提出をせず、史的モデル全体が一気に見渡せるように意識した。その中心的成果は、加須屋誠氏と共著の、『天皇の美術史 2 治天のまなざし、王朝美の再構築 鎌倉・南北朝時代』(吉川弘文館、2017年2月)の内、小生が担当した「第一章 宮廷芸能としての絵画-鎌倉時代の世俗画」にまとめられている。

まず、第一節においては、研究史的な反省を行った。日本史において永く院政のイメージを規定した石母田正氏の「古代国家解体期に出現するデスポティズム」とする説は、1950年代の知的状況を反映したマルクス主義的發展段階説に依拠したものである、という前提を確認した。日本史においては、その後院政研究は発展し、院政の実態において、院がデスポティズム的な専制性を発揮する局面は限られており、実際の政治運営は、院・天皇・摂関の共同執政であるという見解が強まっていることを指摘した。

一方美術史研究においては、先に述べたように文化覇権論的な観点から、院の専制性を強調する見解が永く続いており、日本史研究における最新の院政イメージがまったく等閑に付されているという問題があることを述べた。

また、美術史においては、院の専制性は、当時台頭しつつあった武士に対抗するためであったと説明されることも多かったが、こうした公武対抗史観も、日本史においては必ずしも支持されていないことも、権門体制論と関係づけて述べた。権門体制論は、院政期の政治構造を説明する有力なモデルとして知られており、そこでは公家と武家は権力を争う対立関係にあると規定さ

れない。むしろ、公家も武家も、荘園制を基盤に自立的な傾向を持つ権門勢家として、それぞれの権能を持ち寄りながら相互補完的に協業する関係にあるとされている。謂わば、公家の内部においても、公家と武家の関係においても、文化覇権論的に競合の末に覇を唱えるという思考の型で解釈するのは実情に合わない可能性が高いことを論じた。諸勢力が分離しつつも融合する複雑な二律背反的な関係性の中で美術も成立したと考えるべきであると批判的に提案した。

第二節においては、前節での研究史的反省を踏まえて、院政期の政治構造に対応する美術の思想的構造について分析した。

まず院の制法にこだわらない態度が美術の創作に反映した現象として「風流」の存在に注目した。平安時代の風流現象を具体的に示す美術作品は少ないため、先の研究方法にも記した通り、風流について記した貴族日記などを点検し、当時の風流の美意識の思想的背景について検討を加えた。その過程で、風流にはこれを取り締まる「過差禁制」という法令が發布されていることが判明した。過差禁制は、徳治を実現するための正統なる王の政治行為であり、風流と過差禁制は裏腹の関係にあることが明瞭である。

さらに過差禁制となった対象にはある種の偏りがあり、特に賀茂祭、相撲節会、五節の三行事に対して多く発布されているという佐々木文昭氏の研究があることに触れた。一方、平安末期の行事絵とされる作品群を見ると、賀茂祭や五節の行事を記録した作品が数多く見られことから、こうした行事絵が、過差禁制の法令と絡んで、鑑戒主義的な観点から描かれた可能性があることを指摘した。

また、似絵の初出例である最勝光院御所障子絵も、当時過差禁制の対象とすべきと議論されていた社寺参詣の図であり、過差禁制という観点を導入すると、平安末期の行事絵から似絵への展開がスムーズにつながることを述べた。

それだけではなく、過差禁制が鑑戒的な狭い意味に留まらず、広く美意識の基盤となっていたことも史料を発掘して提唱した。すなわち、『玉葉』承安三年(1173)五月二日条にある、後白河院の鶴合の行事である。この行事では、左方が風流の美意識から、金銀珠玉綾羅錦繡を用いた華麗なる美術品を展開したのに対し、右方は過差禁制の美意識によって、金銀を用いないモノクロームの美を展開したとされている。

この史料によって、風流と過差禁制の対が当時の二つの美の原理として機能していたことが証されたと言える。過差禁制の美意識が具体的にどのような様式を持っていたのかも検討し、「承安五節絵」などから、比較的かつちりとした統制的な画風であったと推測した。

さらに、過差禁制の美意識が反映した作品として「鳥獸戯画」を取り上げた。「鳥獸戯画」では、過差禁制の対象となった、賀茂祭、相撲、競馬などの主題を取り上げており、禁欲的な白描の様式でそれを描くことで、作品全体が過差禁制の美意識に裏打ちされていることを論じた。一方、「伴大納言絵巻」では、天皇と摂政が事件解決を主導する姿を描いており、全体として徳治と法治の協働の様子を示していることから、制作の主体は、院ではなく天皇である可能性を指摘した。「信貴山縁起絵巻」も、その現世肯定的な明るいテーマ性は、必ずしも文化覇権論的な観点とはそぐわない作品であることも論じた。

以上から、院政期絵巻は後白河院が覇権をとる為に制作させたものであるという従来の議論についても見直されるべきであると提案した。

第三節においては、過去の似絵研究の時期区分に合わせて後鳥羽院の時代に焦点を合わせた。後鳥羽院が、後白河院同様、幅広い芸能に関心を持ったことはよく知られているが、こと絵画に限ってはそれほど目立った成果を残していない点に特徴がある。

少ない中でも目立つ事例が、最勝四天王院御所の障子絵である。最勝四天王院は、後鳥羽院唯一の御願寺で、その敷地内にあった御所の内装として、和歌障子が描かれたことが知られる。これは現存してはいないものの、藤原定家の『明月記』により、その制作過程と画題がおおよそ判明する。この障子絵は、名所を主題にした和歌とその名所の風景を障子に描くという企画であった。取り上げられる名所は日本全国に渡り、地理的な隣接関係をたどる中で、春夏秋冬の四季も連続的に変化するように配慮されていたことが指摘されている。これは後鳥羽院の王土支配の象徴的代理行為であると考えられるのである。障子絵というメディアを通じて、王土支配を表象する行為は美術史的には古代的な原理の再現であり、絵巻などの小画面画を主舞台に、最新の表現を追求した後白河院とはまた別の戦略を打ち出したことを指摘した。

しかしその一方で、現実を無視して、古代という本来の原理に回帰しようとする姿勢は、結局のところ承久の乱を招いて、後鳥羽院の政権を破綻させた結論づけた。

次に、承久の乱後の宮廷絵画の変化について触れた。この時期を主導したのは後堀河院であるが、この時期は、宮廷の衰退を招いた後鳥羽批判からかえって後白河院に対する評価が高まった。そうした文化的傾向を、後堀河院と藻壁門院が主催した天福元年(1233)の「絵づくの貝おおい」の行事から概観した。

第四節では、後嵯峨院以降の宮廷絵画の展開過程について考察した。承久の乱後の宮廷を主導した後堀河院の皇統は、四条天皇の不慮の死によって途絶え、皇統は急遽後鳥羽の系統に戻り、紆余曲折の末、土御門天皇の子息である邦仁王が登位した。これが後嵯峨天皇である。後嵯峨は、長期にわたって朝廷政治を差配し、鎌倉幕府とも協調して、宮廷を安定させ、この時期文化活動も再度花開いたとされる。しかし、死去に際して後継者をはっきりと決定せず、兄の後深草天皇と弟の龜山天皇の間で皇統は分裂した。それぞれの皇統は、持明院統と大覚寺統と称され、世代を重ねても政権奪取の競争は収まらず、手を焼いた鎌倉幕府の調停によって、交互に政権の座に

つくことになった。

この両統迭立の時代は、政治的な対抗関係もあって、党派によって文化的な棲み分けを行うところに特徴があった。著名なところでは、持明院統の天皇は、後鳥羽、順徳が帝王の学期として位置づけた琵琶を代々伝習し、秘曲伝授により奥義を継承することで琵琶の家としての地位を確立した。一方、大覚寺統の天皇は、音楽に文化的アイデンティティーを求めることはなかった。大覚寺統はむしろ、和歌に積極的で、宮廷歌壇の有力者である二条派の歌人と結びつくことで、歌壇の保守本流を掌握した。一方、持明院統は二条派と対抗する京極派に接近し、清新な歌風で新風をもたらした。

絵画の方面でこうした棲み分けが見られるのは、似絵である。後嵯峨院の時代になると、似絵は、実際に生きている人を写生するという原則から離れ、天皇や摂関などの地位を継承した人々の姿を列挙する列影図という形式が新たに生まれる。これは、皇統が分裂し、地位の継承関係が宮廷の大きな関心になっていたゆえだと考えられる。

この時期制作された、「天皇摂関御影」(徳川美術館)や「天子摂関御影」(宮内庁三の丸尚蔵館)は、取り上げられた人物やその配列の関係を詳細に分析すると、持明院統の人々がその権威の正統性を示すために制作した可能性が濃厚であることが分かった。こうした系譜性を強調した肖像画のフォーマットは、持明院統が兄である後深草天皇に発し、儒教的な徳治の観点からも、長幼の序において嫡流という正統性を主張しうる立場にあったからと考えられる。

一方、龜山天皇に発する大覚寺統は、父後嵯峨の本意はこちらにあったとされるものの明証がなく、傍系として位置づけられやすい立場にあった。そのため系譜性を強調することなく、個人の資質を強調する傾向があった。後醍醐天皇が、前例を踏まえず、自らの判断を重視する聖断主義をとったのもそうした背景のゆえである。そのことは肖像表現にも表れており、後醍醐は似絵的な表現から徐々に離脱し、最終的には網野善彦氏の『異形の王権』で著名になった「後醍醐天皇像」(清浄光寺)のような、個のカリスマ性を強調した画像を制作するに至るのである。

以上のように、政治体制と美術作品の形式および様式は密接に関係することが示し得た。また、以前の似絵研究に基づいた時期区分である、後白河・後鳥羽・後嵯峨に鎌倉時代を三分するモデルが、似絵以外の作品にまで視野を広げた場合もそれなりに有効性が見られることを示した。一方で、当初の予測とは異なり、風流の美意識と過差禁制の美意識の対抗軸で統一的に現象を説明するまでには至らなかった。その一つの原因は、出発点としての「鳥獣戯画」の分析に力を注ぎすぎたことである。本研究で進めた「鳥獣戯画」論については、既に原稿を完成し、本年度(2020年度)の研究公開促進費の助成を受けて刊行を準備中である。引き続き、個別作品研究を進めながら、本研究で目指した統合的モデルの精度を高めてゆきたいと考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤大輔	4. 巻 69 - 7
2. 論文標題 両統迭立期の美術	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 芸術新潮	6. 最初と最後の頁 90 - 97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤大輔	4. 巻 通史編 3
2. 論文標題 中世肖像画と尾張・三河	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 愛知県史	6. 最初と最後の頁 643
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤大輔	4. 巻 27
2. 論文標題 「明恵上人樹上坐禅像」と羅漢図 華嚴思想からの再検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 美学美術史研究論集	6. 最初と最後の頁 13-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤大介	4. 巻 0
2. 論文標題 讃岐金刀比羅宮の宝物と大阪	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 「昔も今も、こんぴらさん」展図録	6. 最初と最後の頁 8-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤大輔	4. 巻 -
2. 論文標題 「鳥獸戯画」丁巻の似絵風官人について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『日本美術の作られかた』	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊藤大輔・加須屋誠	4. 発行年 2017年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 1 - 204
3. 書名 天皇の美術史 第二巻 鎌倉・南北朝時代	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----